

## 厚生労働省



厚生労働省

表 12 - 1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 基本計画の名称        | 厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日策定）<br>平成19年9月28日改正 平成20年3月31日改正   |   |
| 基本計画の主な規定内容    | 計画期間  | 平成19年度から23年度までの5年間  |
|                | 事前評価の対象等  | <p>事前評価は、事業評価方式を基本とする。<br/>事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>法第9条に規定する政策<br/>予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものを除く。）<br/>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発</p>  |
|                | 事後評価の対象等  | <p>事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>政策体系に基づき対象とする政策<br/>政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合<br/>重点評価課題として評価を行う場合<br/>a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策<br/>b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策<br/>c 骨太方針に基づき、経済財政諮問会議から政策評価の重要対象分野等として提示された政策（平成20年3月31日改正）<br/>d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等<br/>政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合<br/>研究開発<br/>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの<br/>個々の公共事業<br/>「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの<br/>事前評価を実施した政策<br/>・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの<br/>・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの<br/>法第7条第2項第2号に規定する政策<br/>骨太方針に基づき定める成果重視事業<br/>その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの<br/>事後評価は、上記及び の場合については実績評価又は総合評価方式、及び の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、及び の場合については事業評価方式を基本とする。<br/>政策体系の施策目標について、実績評価方式による事後評価を実施しない年度においては、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映 | <p>担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。<br/>査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。<br/>政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。<br/>担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ</p> |   |

|             |   |   |
|-------------|---|---|
|             |   | いて、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。  |
|             | 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備  | 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。  |
| 実施計画の名称     | 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成20年度）（平成20年3月31日策定）                    |   |
| 実施計画の主な規定内容 | 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式 | 実績評価：41の施策目標（17の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。）<br>総合評価：4の重点評価課題<br>実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。<br>事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した12の事業及び8の成果重視事業（注）   |
|             | 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）                                   | 未着手：該当する政策なし<br>未了：個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの  |
|             | その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）                                      | 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。<br>政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策<br>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発<br>個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの<br>事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの<br>その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの |

（注）8の成果重視事業のうちの1事業の評価は、社会保険庁の実施庁評価による。

表 12 - 2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象<br>としようとした政策<br>の区分 | 評価実施件数   | 政策評価の結果<br>の内訳別件数                        | 政策評価の結果の政策への<br>反映状況の内訳別件数   |  |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| 事前評価                        | 事業評価方式：<br>29件<br>(新規事業等)<br>〔表12-3-ア〕         | 事業の政策効果が<br>有効であると認め<br>られたため予算要<br>求を行う | 29<br>評価結果を踏まえ、評価対象事業(施<br>策)を実施することとした(実施す<br>ることを予定)<br>うち概算要求に反映 29<br>うち機構・定員要求に反映 0 |  |
|                             | 事業評価方式：<br>28件<br>(個別公共事業)<br>〔表12-3-イ〕        | 新規採択が妥当で<br>ある                           | 28<br>評価結果を踏まえ、新規に実施す<br>ることとした  |  |
|                             | 事業評価方式：<br>32件<br>(研究開発)<br>〔表12-3-ウ〕          | 新規採択が妥当で<br>ある                           | 32<br>評価結果を踏まえ、新規に実施す<br>ることとした  |  |
|                             | 事業評価方式：<br>25件<br>(規制)<br>〔表12-3-エ〕            | 規制の新設又は改<br>廃が妥当である                      | 25<br>評価結果を踏まえ、法令改正により、<br>規制の新設又は改廃を行うこととし<br>た(行うことを予定)                                |  |
| 事後<br>評価                    | 実施計画<br>期間内の<br>評価対象<br>政策<br>(法第7条第2項<br>第1号) | 実績評価方式：<br>41件<br>〔表12-3-オ〕              | 4<br>施策全体として予<br>算規模の縮小等の<br>見直しを検討  | 32<br>評価結果を踏まえ、これまでの<br>取組を引き続き進めた(進める予<br>定) 【引き続き推進】<br>うち概算要求に反映 32 |
|                             |  |  | 20<br>見直しを行わず引<br>き続き実施  | 9<br>評価結果を踏まえ、評価対象政<br>策の改善・見直しを行った(する<br>こととした又はする予定)<br>【改善・見直し】     |
|                             |  |  | 17<br>施策全体として予<br>算の新規要求、拡<br>充要求等の見直し<br>を検討  | 9<br>うち概算要求に反映<br>5<br>政策の重点化等<br>5<br>機構・定員要求に反映したもの                  |
|                             |  |  | 0<br>施策目標の終了・<br>廃止を検討   | 2<br>うち機構要求に反映<br>5<br>うち定員要求に反映                                       |
|                             |  |  | 7<br>事業評価方式：<br>(成果重視事業)<br>〔表12-3-キ〕  | 7<br>目標の達成に向け<br>て取組を進める   |
|                             |  | 総合評価方式：<br>3件<br>〔表12-3-ク〕               | -  | 3<br>評価結果を踏まえ、これまでの取組<br>を引き続き進めた(進める予定)<br>【引き続き推進】                   |
|                             | 未着手<br>(法第7条第2項<br>第2号イ)                       | 該当する政策なし                                 | -  | -  |
|                             | 未了<br>(法第7条第2項<br>第2号ロ)                        | 事業評価方式：<br>25件<br>(個別公共事業<br>(再評価))      | 継続が妥当である   | 22<br>評価結果を踏まえ、これまでの<br>取組を引き続き進めた(進める予<br>定) 【引き続き推進】                 |
|                             |  |  | 休止又は中止が妥   | 3<br>評価結果を踏まえ、当該政策を  |

| 政策評価の対象<br>としようとした政<br>策の区分                      |                                       | 評価実施件数             | 政策評価の結果<br>の内訳別件数 |   | 政策評価の結果の政策への<br>反映状況の内訳別件数                                    |    |
|--|---------------------------------------|--------------------|-------------------|---|---|----|
| その他の<br>政策<br>(法第7条第2項<br>第3号)                   |                                       | (表12-3-ケ)          | 当である              |   | 廃止、休止又は中止した(廃止、<br>休止又は中止する予定)<br>【廃止・休止・中止】                  |    |
|  | 事業評価方式：<br>12件<br>(継続事業)<br>(表12-3-カ) |                    | 継続が妥当である          | 12  | 評価結果を踏まえ、これまでの<br>取組を引き続き進めた(進める予<br>定) 【引き続き推進】              | 10 |
|  |                                       |                    |                   |   | うち概算要求に反映   | 8  |
|  |                                       |                    |                   |   | 評価結果を踏まえ、評価対象政<br>策の改善・見直しを行った(する<br>こととした又はする予定)<br>【改善・見直し】 | 2  |
|  | うち概算要求に反映                             | 2                  |                   |   |   |    |
| 事業評価方式：<br>53件<br>(個別公共事業<br>(再評価))<br>(表12-3-ケ) |                                       | 継続が妥当である           | 53                | 評価結果を踏まえ、これまでの取組<br>を引き続き進めた(進める予定)<br>【引き続き推進】 | 53  |    |
| 事業評価方式：<br>515件<br>(個別研究開発課<br>題)<br>(表12-3-コ)   |                                       | 行政課題の解決に<br>貢献している | 515               | 今後同種の政策の企画立案や次期研<br>究開発課題の実施に際し反映する予<br>定である    | 515   |    |

表 12 - 3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」に基づき、平成21年度概算要求を伴う新たな政策(事業)のうち、29の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度新規事業に関する事業評価書(事前)」として公表。

表 12 - 3 - ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

| 評価対象政策 |  |
|--------|--|
| 1      | 救急医療体制の基盤整備・強化                               |
| 2      | 女性医師保育等支援事業                                  |
| 3      | 新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費)          |
| 4      | 新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ普及啓発費)               |
| 5      | 新型インフルエンザ対策事業費(医療体制の整備)                      |
| 6      | 新型インフルエンザ対策事業費(プレパンデミックワクチンの社会機能維持者への接種体制整備) |
| 7      | グローバル臨床研究拠点整備事業                              |
| 8      | 女性の健康支援対策事業費                                 |
| 9      | ナノマテリアルの有害性等の試験等                             |
| 10     | 円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置                     |
| 11     | 仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励                            |
| 12     | ふるさとハローワーク推進事業(仮称)                           |
| 13     | 大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備                     |
| 14     | 公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援           |
| 15     | 緊急地域共同就職支援事業(仮称)                             |
| 16     | 介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援                        |
| 17     | 雇用創造先導的創業等奨励金(仮称)                            |
| 18     | 地域貢献活動分野支援事業(仮称)                             |
| 19     | フリーター常用就職支援事業の拡充                             |
| 20     | 若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等           |
| 21     | 若年者等試行雇用事業の実施                                |
| 22     | 若年者等雇用促進特別奨励金                                |
| 23     | 一般事業主行動計画策定等支援事業                             |
| 24     | 保育所緊急整備補助金                                   |
| 25     | 地域生活定着支援事業                                   |
| 26     | 福祉人材確保緊急支援事業                                 |
| 27     | 訪問看護支援事業                                     |
| 28     | 認知症対策等総合支援事業                                 |
| 29     | 昆虫媒介疾患対策                                     |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。

(2) 新規採択を要求している公共事業の28実施地区を対象として事業評価(事前評価)を実施し、その結果を平成20年4月14日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 12 - 3 - イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

| 評価対象政策 |                        |
|--------|------------------------|
| 1      | 簡易水道等施設整備事業(8地区)       |
| 2      | 水道水源開発等施設整備事業(19(2)地区) |
| 3      | 水道水源開発施設整備事業(1地区)      |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。  
 2 本表の地区数のうち、( )内は、平成19年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

(3) 平成21年度概算要求を行う32の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「厚生労働省の平成21年度研究事業に関する評価」として公表。

表12-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

| 評価対象政策 |                           |
|--------|---------------------------|
| 1      | 厚生労働科学研究費補助金による研究事業(30事業) |
| 2      | がん研究助成金(1事業)              |
| 3      | 基礎研究推進事業費(1事業)            |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。

(4) 以下の25の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成20年4月10日、4月14日、4月28日、5月21日、8月29日、9月1日、9月9日、9月18日、9月30日、10月9日、10月30日、21年1月21日、1月29日及び3月18日に「規制影響分析書」として公表。

表12-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

| 評価対象政策 |   |
|--------|---|
| 1      | 新たなタイプの感染症に対する規制の創設   |
| 2      | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加   |
| 3      | 感染症の疑似症患者に対する規制の創設  |
| 4      | 毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外)(2件)                               |
| 5      | おしゃれ用カラーコンタクトレンズに対する規制の創設   |
| 6      | 一定規模以上の事業所における身体障害者補助犬の受入れの義務化                                      |
| 7      | ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化                          |
| 8      | 石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化   |
| 9      | 石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化   |
| 10     | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令                     |
| 11     | 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正                                |
| 12     | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加   |
| 13     | 派遣先の事業場に対する立入検査等  |
| 14     | 労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等                                   |
| 15     | 日雇派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化  |
| 16     | 労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等                  |
| 17     | 新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加   |
| 18     | 毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外)(2件)                               |
| 19     | 精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し   |
| 20     | 精神保健指定医の職務の在り方を見直し  |
| 21     | 障害福祉サービスの適切な利用に関する手続きの見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)                   |
| 22     | 障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業者に対する規制の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連) |
| 23     | 基幹相談支援センターの規定の整備(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)                            |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。  
 2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」に基づき、41の施策目標について評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度実績評価書」として公表。

表12-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

|    | 評価対象政策  | 評価結果の反映状況 |
|----|---|-----------|
| 1  | 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること                                  | 引き続き推進    |
| 2  | 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること   | 引き続き推進    |
| 3  | 医療従事者の資質の向上を図ること  | 引き続き推進    |
| 4  | 医療情報化インフラの普及を推進すること   | 引き続き推進    |
| 5  | 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること  | 引き続き推進    |
| 6  | 感染症の発生・まん延の防止を図ること  | 引き続き推進    |
| 7  | 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること                                     | 引き続き推進    |
| 8  | 適正な移植医療を推進すること  | 引き続き推進    |
| 9  | 原子爆弾被爆者等を援護すること   | 引き続き推進    |
| 10 | 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること                                   | 改善・見直し    |
| 11 | 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること                                 | 引き続き推進    |
| 12 | 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること                          | 改善・見直し    |
| 13 | 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること                                  | 引き続き推進    |
| 14 | 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること   | 引き続き推進    |
| 15 | 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること   | 引き続き推進    |
| 16 | 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること   | 引き続き推進    |
| 17 | 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること                                  | 改善・見直し    |
| 18 | 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること  | 引き続き推進    |
| 19 | 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること                              | 引き続き推進    |
| 20 | 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること  | 引き続き推進    |
| 21 | 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること  | 引き続き推進    |
| 22 | 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること | 改善・見直し    |
| 23 | 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること  | 引き続き推進    |
| 24 | 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること  | 改善・見直し    |
| 25 | 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること                       | 改善・見直し    |
| 26 | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること                              | 引き続き推進    |
| 27 | 労働市場のインフラを充実すること  | 引き続き推進    |
| 28 | 技能継承・振興のための施策を推進すること  | 引き続き推進    |
| 29 | 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること  | 改善・見直し    |
| 30 | 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること  | 引き続き推進    |

|    |  |        |
|----|--|--------|
| 31 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること             | 引き続き推進 |
| 32 | 災害に際し応急的な支援を実施すること                                 | 引き続き推進 |
| 33 | 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること                    | 引き続き推進 |
| 34 | 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること  | 引き続き推進 |
| 35 | 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること | 引き続き推進 |
| 36 | 公的年金制度の持続可能性を確保すること                                | 引き続き推進 |
| 37 | 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること                   | 引き続き推進 |
| 38 | 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること      | 改善・見直し |
| 39 | 二国間等の国際協力を推進すること                                   | 引き続き推進 |
| 40 | 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること                 | 引き続き推進 |
| 41 | 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること                       | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照

(2) 事業評価方式を用いて、平成16年度に事業評価(事前評価)を実施した17年度予算概算要求に係る新規事業のうち、20年度における継続事業12事業(20年度において継続中でないもの及び他の検証手段によるもの等を除く。)を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度継続事業に関する事業評価書(事後)」として公表。

表12-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

|    | 評価対象政策   | 評価結果の反映状況 |
|----|--|-----------|
| 1  | 災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業  | 引き続き推進    |
| 2  | 地域職業相談室の体制準備について   | 改善・見直し    |
| 3  | 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)   | 引き続き推進    |
| 4  | キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進   | 引き続き推進    |
| 5  | 大学及び大学生に対する就職支援の強化   | 引き続き推進    |
| 6  | ものづくり立国の推進   | 引き続き推進    |
| 7  | 地域活動支援センター機能強化事業(小規模作業所への支援の充実強化事業)                                | 引き続き推進    |
| 8  | 重度障害者在宅就労促進特別事業  | 引き続き推進    |
| 9  | 発達障害者支援体制整備事業  | 引き続き推進    |
| 10 | 日中一時支援事業(障害児タイムケア事業)   | 引き続き推進    |
| 11 | 女性のがん緊急対策:女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費(女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費) | 改善・見直し    |
| 12 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  | 引き続き推進    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成20年度)」に基づき、7つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度成果重視事業評価書」として公表。

表 12 - 3 - キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

|   | 評価対象政策                   | 評価結果の反映状況 |
|---|--------------------------|-----------|
| 1 | 健康増進総合支援システム事業           | 引き続き推進    |
| 2 | マンモグラフィ緊急整備事業            | 改善・見直し    |
| 3 | 厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業 | 引き続き推進    |
| 4 | 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業  | 引き続き推進    |
| 5 | 労災保険給付業務の業務・システム最適化事業    | 引き続き推進    |
| 6 | 監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業  | 引き続き推進    |
| 7 | 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業  | 引き続き推進    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」に基づき、3テーマについて評価を実施し、平成20年10月9日に公表。

表 12 - 3 - ク 総合評価方式により事後評価した政策

|   | 評価対象政策                        | 評価結果の反映状況 |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 若年者雇用対策                       | 引き続き推進    |
| 2 | 少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組 | 引き続き推進    |
| 3 | 子育て支援サービス                     | 引き続き推進    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の78実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成20年4月14日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 12 - 3 - ケ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

|   | 評価対象政策                 | 評価結果の反映状況                     |
|---|------------------------|-------------------------------|
| 1 | 簡易水道等施設整備事業(25(2)地区)   | 引き続き推進                        |
| 2 | 水道水源開発等施設整備事業(51(3)地区) | 引き続き推進(48地区)<br>廃止・休止・中止(3地区) |
| 3 | 水道水源開発施設整備事業(2地区)      | 引き続き推進                        |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

2 本表の地区数のうち、( )内は、平成19年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成19年度に終了した515研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 12 - 3 - コ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

|   | 評価対象政策      |                  |
|---|-------------|------------------|
| 1 | 行政政策研究分野    | 行政政策研究(39課題)     |
| 2 |             | 厚生労働科学特別研究(36課題) |
| 3 | 厚生科学基盤研究分野  | 先端的基盤開発研究(87課題)  |
| 4 |             | 臨床応用基盤研究(27課題)   |
| 5 | 疾病・障害対策研究分野 | 長寿科学総合研究(20課題)   |
| 6 |             | 子ども家庭総合研究(13課題)  |

|    |              |                          |
|----|--------------|--------------------------|
| 7  |              | 第3次対がん総合戦略研究(14 課題)      |
| 8  |              | 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究(18 課題) |
| 9  |              | 障害関連研究(17 課題)            |
| 10 |              | エイズ・肝炎・新興再興感染症研究(27課題)   |
| 11 |              | 免疫アレルギー疾患予防・治療研究(14課題)   |
| 12 |              | こころの健康科学研究(24課題)         |
| 13 |              | 難治性疾患克服研究(46課題)          |
| 14 | 健康安全確保総合研究分野 | 医療安全・医療技術評価総合研究(48課題)    |
| 15 |              | 労働安全衛生総合研究(19課題)         |
| 16 |              | 食品医薬品等リスク分析研究(53課題)      |
| 17 |              | 地域健康危機管理研究(13課題)         |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

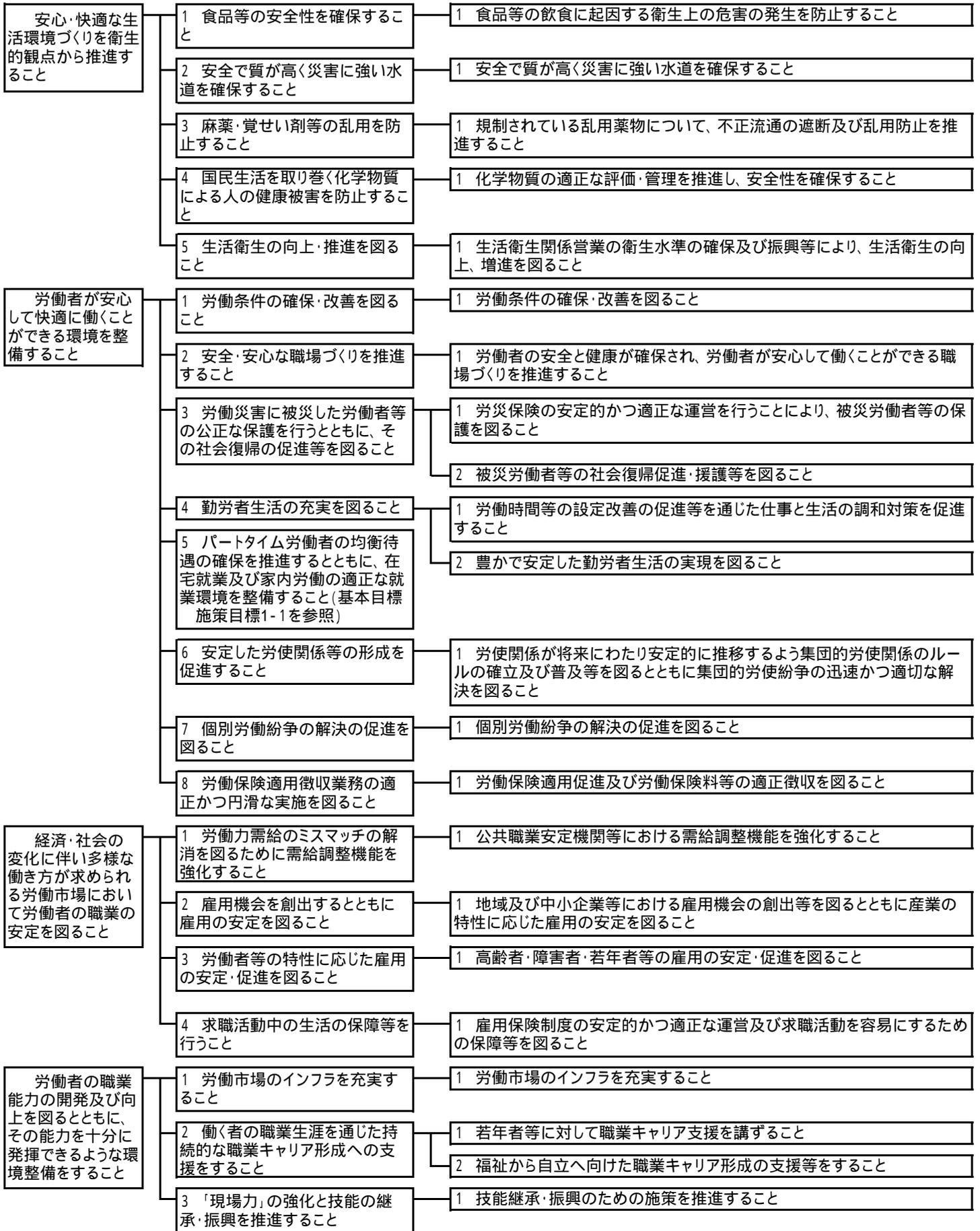
## 政策体系(厚生労働省)

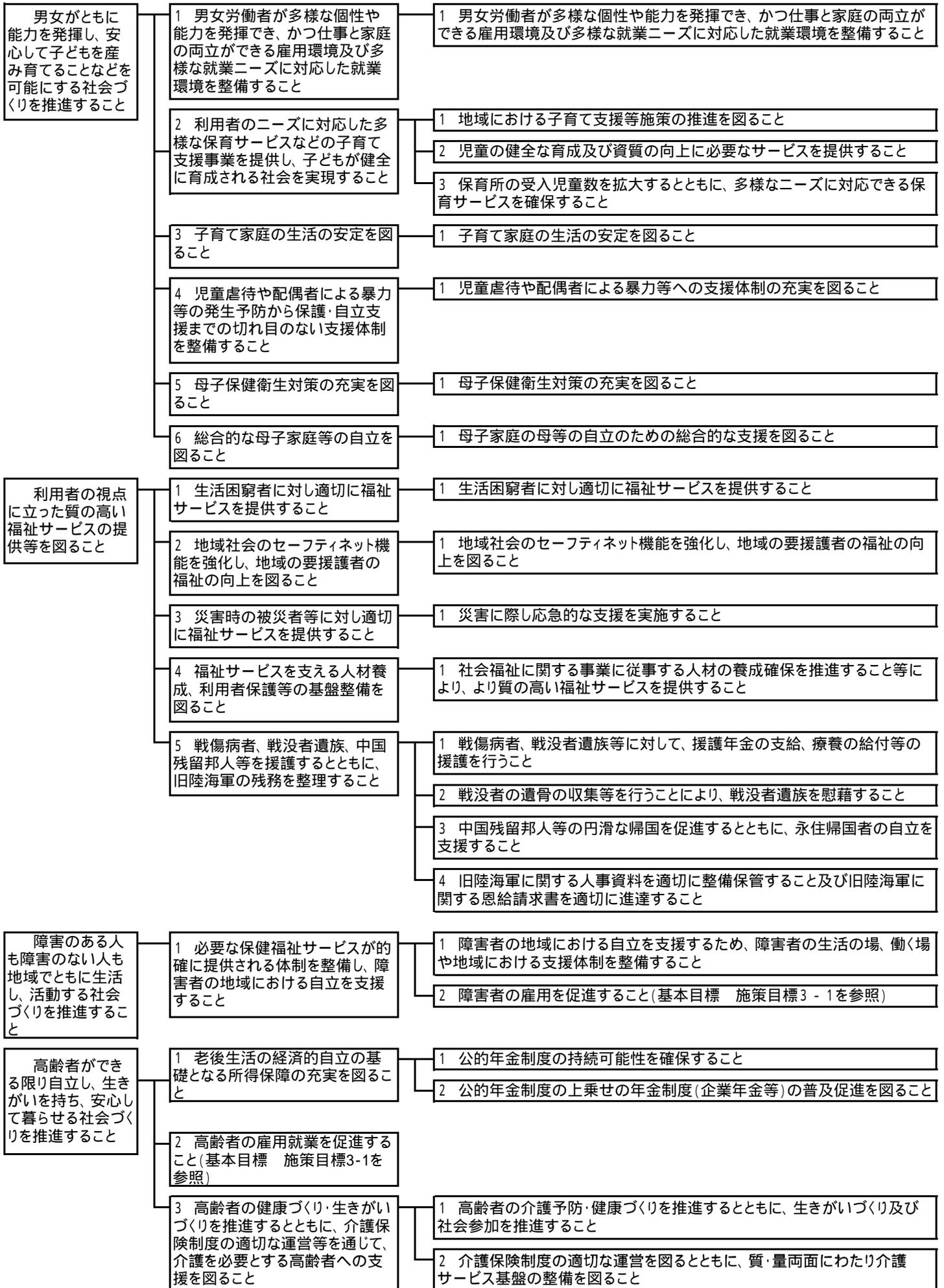
この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

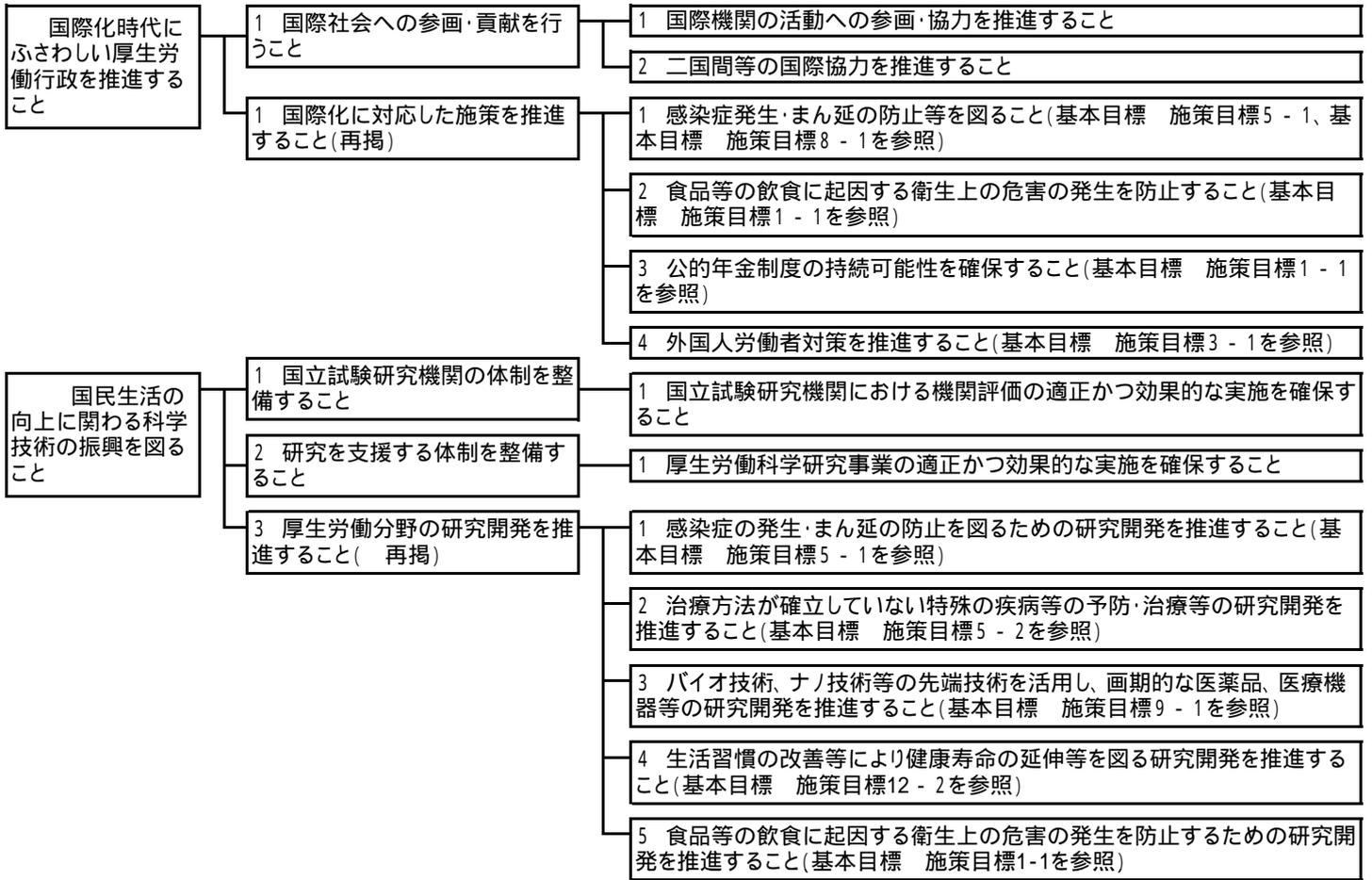
## 厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

| 基本目標  | 施策目標   |  |
|---|--|--|
| 安心・信頼して<br>かけられる医療の確保<br>と国民の健康づくり<br>を推進すること | 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること                                   | 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が提供できる体制を整備すること   |
|   | 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること                                 | 1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること<br>2 医療従事者の資質の向上を図ること  |
|   | 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること                      | 1 医療情報化インフラの普及を推進すること<br>2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること  |
|   | 4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること                                 | 1 政策医療を向上・均てん化させること  |
|   | 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること                 | 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること<br>2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること<br>3 適正な移植医療を推進すること<br>4 原子爆弾被爆者等を援護すること   |
|   | 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること                     | 1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること<br>2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること<br>3 医薬品の適正使用を推進すること  |
|   | 7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること  | 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること   |
|   | 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること       | 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること  |
|   | 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること                         | 1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること   |
|   | 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること                        | 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること<br>2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること  |
|   | 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること | 1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保険医療体制の確保を図ること<br>2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること<br>3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標 施策目標2を参照)<br>4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標 施策目標5を参照)<br>5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標 施策目標3-1を参照) |
|   | 12 健康危機管理を推進すること   | 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること   |







再掲:基本目標 施策目標3 施策目標1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

